対象となる規約	該当箇所(条)	変更区分	項・号	改訂前	項・号	改訂後
PREMIUM WATERご利用規約(基本ブラン) PREMIUM WATERご利用規約(PREMIUM3年パック) PREMIUM WATERご利用規約(PREMIUM WATER MOM CLUB)	第1条 定義	新設			2号	『配送予定日』とは、本部がお客様からの届出に基づいて本商品等を配送する予定日をいいます。ただし、このお客様の指定する予定日に変更が生じた場合、変更された後の最新の予定日を配送予定日として取り扱
		変更	2号	『利用開始日』とは、お客様が指定された本製品の初回配送予定日のうちお客様による本製品の受領が確認できたものに対応する日をいいます。	3号	うものとします。 『利用開始日』とは、お客様が指定した本製品の初回配送予定日のうち、この初回配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該初回配送予定日をいいます。なお、お客様による本製品の現実の受領日又は本部においてその確認ができた日の如何は問わないものとします。
		変更追加	3号 4号	(条文省略) 『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めることをいいます。	4号 5号	(現行どおり) 『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めること(本商品の配送 を停止することを含みますが、これに限定されません。)をいいます。
		変更変更	5号 6号	(条文省略) (条文省略)	6号 7号	(現行どおり) (現行どおり)
		変更	7号	(条文省略)	8号	(現行どおり)
		変更変更	9号	(条文省略)	9号	(現行どおり) (現行どおり)
		変更	10号	『ご契約者様』とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条5項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、か	11号	『ご契約者様』とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条6項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、か
		変更	11号	つ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。 (条文省略)	12号	つ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。 (現行どおり)
		変更	12号	『ご利用者様』とは、第2条3項に基づいて届け出た本サービスの配送先 となる者をいいます。	13号	『ご利用者様』とは、第2条4項に基づいて届け出た本サービスの配送先 となる方をいいます。
		変更 追加	13号 14号	(条文省略) 『定期配送』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け出た配送周期に従って本部が本商品を配送することをいいます。	15号	(現行どおり) 『定期配送』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け出た配送周期(その変更の届出があるときはその変更後の配送周期)に従って本部
		変更	15号	(条文省略)	16号	が本商品を配送することをいいます。 (現行どおり)
		変更変更	16号	(条文省略) (条文省略)	17号	(現行どおり) (現行どおり)
		変更	18号	(条文省略)	19号	(現行どおり)
		<u>変更</u> 変更	19号 20号	により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カ	20号	(現行どおり) 『製品変更』とは、本製品の配送予定日より前に、お客様のご希望により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カラー・サイズ等を変更することをいいます。
		変更	21号	ラー・サイズ等を変更することをいいます。 『製品交換』とは、本サービスの利用開始日又は直近の本製品お届け日以降に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の本製品に交換することをいいます。	22号	ラー・サイズ等を変更することをいいます。 『製品交換』とは、現在利用する本製品に係る配送予定日(この配送予 定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなく お客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配 送予定日に限ります。)以降に、お客様のご希望により、納入済みの本 製品をお客様の希望する別の本製品に交換することをいいます。
	第2条 本サービスのお申込み及び契約成立	変更	22号	『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日より前に、お 客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用 申込みを取り消すことをいいます。	23号	『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日の到来まで に、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービス の利用申込みを取り消すことをいいます。
				The second secon	5- Ţ	お客様は、本条3項及び本条4項に基づいて本部に届出事項及び配送基本 ルールを届け出るにあたっては、これらの内容の正確性を期するように するものとします。万が一、これらの内容の全部若しくは一部が正確で なかったことによって本サービスの利用ができないことその他の不利益 (お客様による当該不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途 発生することを含みます。) については、お客様がこれを負担するもの とします。
		追加	5項	本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。	6項	本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。なお、本部は、お客様による本サービスの申込みの諾否について自由な裁量を有しており、また、お客様による本サービスの申込みを承諾しない場合であっても、その理由をお客様に開示する義務を負わないものとします。
		変更変更	6項 7項	(条文省略) 本部は、お客様に対する本製品の初回発送後にお客様による本製品の受 領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したと きは、本条5項の承諾を取り消すことができるものとします。	7項 8項	(現行どおり) 本部は、お客様に対する本製品の初回配送後にお客様による本製品の受 領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したと きは、本条6項の承諾を取り消すことができるものとします。
	第2条 屋山東西五が和光甘ナルニルの亦画	変更追加	8項 2項	(条文省略) 本部に届出いただいた届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場	9項 2項	(現行どおり) 本部に届出いただいた届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場
	第3条 届出事項及び配送基本ルールの変更 第4条 発注及び配送	26.74	<i>2-</i> Щ	本部に周田いただいた周田事項及び町込盤本ルールに変更が生した場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ(以下「マイページ」といいます。)又はアブリ、カスタマーセンターに変更事項を届け出るものとします。	2-项	本部に周出いたたいに周出事項及び配送率ネルールに変更が生した場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ(以下「マイページ」といいます。)又はアプリ、カスタマーセンターに変更事項を届け出るものとします。なお、お客様によるこれらの変更が届けられなかったこと又はその変更の届出の内容の全部若しくは一部が正確でなかったことによって本サービスの利用ができないことその他の不利益(お客様による当該変更届出の遅滞又はその内容の不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。)については、お客様がこれを負担するものとします。
		変更	5項	お客様は、本部から発行されるマイページのID及びパスワード(以下 「ID等」という。)を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸 与、譲渡、共有等してはならないものとします。	5項	お客様は、本部の指定する方法に基づいて設定されるマイページのID及 びパスワード(以下「ID等」といいます。)を厳重に管理するものと し、このID等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとしま オ
		変更	7項	本部は、お客様に発行したID等によりなされた本サービスの利用はこの ID等の発行を受けたお客様により使用されたものとみなすものとし、お 客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関す	7項	す。 本部は、お客様に対して設定したID等を介しておこなわれる本サービス の利用はこのID等の設定を受けたお客様による使用とみなすものとし、 お客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関
		変更	3項	る一切の責任を負担するものとします。 追加配送の注文は、カスタマーセンターの受付終了時刻を締切りとし、 配送は翌日以降となります。	3項	する一切の責任を負担するものとします。 本部は、お客様から本条2項に基づく追加配送の注文を受け付けた場合、 別途本部が指定する日以降に追加注文を受けた本商品をお客様に配送す るものとします。
		変更	6項	自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由(第17条1 項各号に定める事由を含みます。)によりご指定の水源又は容量の本商品を配送できない場合、本部は、お客様が選択されている本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの水源又は異なる容量の本商品をお客様へ配送いたしま	6項	自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由(第17条1 項各号に定める事由を含みます。)により現在お客様に配送されている本商品を配送できない場合、本部は、当該本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの場所で製造された本商品又は異なる容量の本商品をお客様へ配送いた
	第5条 利用料金及びその支払い	変更	4項	す。 本部による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の配送予定日のうちお客様による本製品の受領の確認がとれたものに対応する日の属する月の翌月以降におこなわれるものとし、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。	4項	本部による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の配送予定日(この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。)の属する月の翌月以降におこなわれるものとし、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。
		追加	6項	お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済 にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済 方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方 法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の 決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払 いいただくことになります。	6項	お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済 にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済 方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方 法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の 決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払 いいただくことになります。なお、本部は、お客様によるお支払いが確 認できるまでの間、第9条1項に基づいて本サービスを『停止』すること ができるものとします。
		変更	7項	代金等のお支払いが期日を過ぎても確認できなかった場合、代金等に対して支払期日の翌日から年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。	7項	代金等のお支払いが支払期日を過ぎても確認できなかった場合、お客様 は、未払いの代金等に加え、これに対する支払期日の翌日から完済に至 るまで年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。ま た、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応 をおこないます。
		変更	9項	お客様が本部に対し、本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。	9項	お客様が本部に対して本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費
	第8条 本サービスの『休止』	追加	2項	用が発生する場合があります。 お客様は、本サービスの『休止』を希望される場合、別記に定める期間 に応じて、本部に対し、休止事務手数料を支払うものとします。ただ し、『休止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するもの とします。	2項	用が発生する場合があります。 お客様は、本サービスの『休止』を希望される場合、本サービスが再開 されるまでの間、別記に定める期間に応じて、本部に対し、休止事務手 数料を支払うものとします。ただし、『休止』の期間においても本製品 のレンタル料は毎月発生するものとします。
		削除	旧3項	お客様が、本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商 品配送予定日より起算して119日間を経過するときまでに、連続して本商 品が配送されなかったときは、本部は、120日目以降に第10条2項に基づ いて『強制解約』とするものとします。		

	第9条 本サービスの『停止』	変更	1項	本部は、お客様が以下各号のいずれかに該当する場合、本サービスを 『停止』します。なお、『停止』の期間においても本製品のレンタル料 は毎月発生するものとします。	1項	本部は、お客様が以下各号のいずれかに該当する場合、当該各号に該当 する原因が解消されるまでの間、本サービスを『停止』するものとしま す。なお、『停止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生す るものとします。ただし、本部から別段の指示がある場合には当該指示
		変更	1項1号	本部が、お客様の代金等のお支払いを1度でも確認できなかった場合で 『強制解約』をおこなわずに代金等の支払いを求めることが相当である	1項1号	に従うものとします。 第10条2項各号(第8号及び第9号を除きます。)のいずれかに該当する場合において、同項の定めにかかわらず、『強制解約』をおこなうことな
				と判断したとき		く当該各号に該当する原因となる事実等の是正を求めることが相当であると本部が判断した場合(お客様の代金等のお支払いが確認できない場合において、直ちに『強制解約』をおこなわずに支払いの催促をおこなうことが相当であると本部が判断した場合を含みますが、これに限定さ
		新設			1項2号	れません。) 第10条2項各号(第8号及び第9号を除きます。)のいずれかに該当するお
		変更	1項2号	本部が、定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が本部	1項3号	それがあると合理的な根拠に基づいて判断した場合 本部が、定期配送や追加配送をおこなったにもかかわらず、本商品が本
				に返送された場合(お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本 商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事 前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。)		部に返送された場合(お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。)
		新設			1項4号	本サービスの利用期間中においてお客様の届出いただいた決済方法が、 何らかの理由によって代金等の決済に利用できなくなった場合
		新設 変更	2項	お客様は、本部が本サービスを『停止』した後、別記に定める期間に応 じて、連続して本商品が配送されなかったときは、本部に対し、停止事	1項5号 2項	本項1号から4号までの各号に類する事由がある場合 お客様は、本部が本サービスを『停止』した後、別記に定める期間に応 じて、連続して『停止』されたとき(本商品が配送されなかったとき)
		新設		務手数料を支払うものとします。	3項	は、本部に対し、停止事務手数料を支払うものとします。 お客様は、本サービス利用期間中において本サービスの利用再開を希望 する場合、本部の指示に従い、本条1項各号のうちお客様の該当する『停
		***	0.75	LANCE LANCE OF THE PART OF THE	AVE	止』事由を解消することによって本サービスを再開することができるも のとします。
		変更	3項	本部は、本条1項1号を根拠に「停止」をおこなった場合であっても、お 客様の信用状況の変化その他の事由により、「停止」を継続することな 〈第10条2項2号に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものと します。	4項	本部は、本条1項1号から4号までの事由を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『停止』を継続することなく第10条2項に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。
		削除	旧4項	本部が本サービスを『停止』した後、お客様による受領が確認できた本 商品に係る配送予定日のうち、その『停止』をおこなった日に最も近接 する日から起算して119日間を経過するときまでに、連続して本商品が配 送されなかったときは、本部は、120日目以降に第10条2項に基づいて	,	
	第10条 本サービスの『解約』	変更	2項8号	「強制解約」するものとします。 第8条3項及び第9条4項に該当する場合(本製品内の衛生保持が困難にな	2項8号	お客様が第8条1項に基づいて本サービスの『休止』を希望された日から
				るため)		遡った直近の本商品の配送予定日より起算して119日間を経過するときまでに、連続して本商品の配送が確認できない場合(本製品内の衛生保持が困難になるため)
		変更	2項9号	第9条1項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お客様に よる受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算	2項9号	本部が第9条1項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日か
				して119日を経過するときまでに連続して本商品の注文がない場合 (120日目以降に『強制解約』となります。)		ら起算して119日を経過するときまでに連続して本商品の配送が確認できない場合(当該期間内に『停止』の原因が解消されずに本商品の配送が連続して『停止』されている場合を含みます。)
		変更	4項	お客様が本条2項各号のいずれかに該当するときは、お客様は、本部による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。	4項	お客様が本条2項各号のいずれかに該当する場合、お客様は、本部による 格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務につ いて期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとしま す
	第12条 本製品の『製品交換』	変更		お客様は、本サービスの利用開始日又は直近の本製品のお届け日以降 に、本製品の製品交換を希望される場合(初期不良品や本部の責めに帰 すべき事由によって生じた故障を原因とする交換は含みません。)、本 部に対し、別記に定める交換事務手数料を支払うものとします。		お客様は、現在利用する本製品に係る配送予定日 (この配送予定日に 従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様 が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定 日に限ります。) 以降に、本製品の『製品交換』を希望される場合(初
						期不良品や本部の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする 交換は含みません。)、本部に対し、別記に定める交換事務手数料を支 払うものとします。
	第16条 損害賠償等	変更	4項	お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務について は、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時までに速やかに支 払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時 点でもなお未払いの債務があるときは、その終了後も履行の責任を負う	4項	お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務について は、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時までに速やかに支 払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時 点でもなお未履行の債務があるときは、その終了後も履行の責任を負う
	第18条 配送地域の制限等	変更	3項	ものとします。 本部は、各水源での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、	3項	ものとします。 本部は、本商品に係る各製造場所での生産状況、物流事情その他諸般の またに紹うした。 かかばになっておりませんがようながらません
				お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、お客様の選択する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した水源で製造された種類の本商品を配送するものと		事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを 運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事 前の同意を要することなく、当該時点でお客様に配送する本商品の種類 を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指 定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した場所で製造された種
	第19条 委託	変更		します。 本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部 の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務(代金等の請求及び受 領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の発送及び回収などの業		類の本商品を配送するものとします。 本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部 の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務(代金等の請求及び受 領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の配送及び回収などの業
	第25条 本商品の特定	新設		務を含みます。)の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。	1項	務を含みます。) の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。
	第25余 本商品の特定	新百文			1-項	本部がお客様に対して提供する本サービスは、本部が日本国内の採水地 のなかから選択する採水地で製造された本商品を、お客様が本部に届け 出た配送基本ルールに定める配送先の住所(第3条2項に基づく配送先の 住所)変更の届出があるときはその変更後の配送先の住所をいいま す。)に応じて配送するものとします。また、本部は、本サービスの提 供にあたり、採水地の追加又は変更若しくはお客様の当該配送先の住所
						その他の事情に応じて適切であると判断する採水地で製造された本商品 をお客様に配送するものとします。
		新設			2項	お客様は、追加の代金等の負担の有無にかかわらず、本商品の採水地を 選択することはできないものとします。
		新設			3項	本部は、お客様に対し、本条1項に基づいてお客様に配送する本商品の具体的な内容(採水地を含みます。)を本部が合理的であると判断する方法によって、これを告知するものとします。
	旧)第25条 その他 新)第26条 その他	新設			4項	第25条の規定は、2020年11月9日まで(同日を含みます。)に本サービスの申込みを完了したお客様に対しては、当面の間、適用されないものとします。
PREMIUM WATERご利用規約(基本プラン) 別記 PREMIUM WATERご利用規約(PREMIUM3年バック) 別記	■届出事項・配送基本ルール (第2条)	新設 新設			届出事項 配送基本ルール	(7)その他本部が別途指定する事項 (6) その他本部が別途指定する事項
PREMIUM WATERご利用規約(PREMIUM WATER MOM CLUB)別記	■配送事務手数料 (第4条)	変更		配送基本ルールを含むお客様のご依頼による本部からの配送物が、お客 様の都合により受取未了となり本部に返送された場合、以下の手数料が 発生します。		配送基本ルールを含むお客様のご依頼による本部からの本商品等が、お 客様の都合により受取未了となり本部に返送された場合、以下の手数料 が発生します。
	■『休止』における休止事務手数料・『停 止』における停止事務手数料 (第8条・第9 条・第10条)	変更		お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち、『休止』日又『停止』日から最も近接する日より起算し、連続して本商品が配送されなかった日数に応じて、以下の手数料が発生します。		お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち、『休止』日又は『停止』日から最も近接する日より起算し、連続して本商品の配送が確認できない日数に応じて、以下の手数料が発生します。
	■『製品変更』における変更事務手数料 (第 11条)	変更		利用開始日から		本製品の配送予定日から
	■『製品交換』における交換事務手数料 (第 12条)	変更		『製品交換』を希望される場合、本製品の受取日から起算して『製品交換』を申し出た日までの期間に応じて、以下の手数料が発生します。		『製品交換』を希望される場合、現在利用する本製品に係る配送予定日 (この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送さ れることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合に おける当該配送予定日に限ります。)から起算して『製品交換』を申し 出た日までの期間に応じて、以下の手数料が発生します。
	■『利用開始前キャンセル』について (第13	変更変更	_	本製品受取後 利用開始日から		上記配送予定日から 本製品の初回配送予定日から
	条)					

対象となる規約		該当箇所(条)	変更区分	項・号	改訂前	項・号	改訂後
PREMIUM WATERご利用規約	(PREMIUM WATER法人プラン)	第1条 定義	新設			2号	『配送予定日』とは、本部がお客様からの届出に基づいて本商品等を配送する予定日をいいます。ただし、このお客様の指定する予定日に変更が生じた場合、変更された後の最新の予定日を配送予定日として取り扱うものとします。
			変更	2号	『利用開始日』とは、お客様が指定された本製品の初回配送予定日のうちお客様による本製品の受領が確認できたものに対応する日をいいます。		『利用開始日』とは、お客様が指定した本製品の初回配送予定日のうち、この初回配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該初回配送予定日をいいます。なお、お客様による本製品の現実の受領日又は本部においてその確認ができた日の如何は問わないものとします。
			追加	3号 4号	(条文省略) 『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めることをいいます。	5号	(現行どおり) 『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めること(本商品の配送 を停止することを含みますが、これに限定されません。)をいいます。
			変更変更	5号 6号	(条文省略) (条文省略)	6号 7号	(現行どおり) (現行どおり)
			変更	7号	(条文省略)	8号 9号	(現行どおり)
			変更変更	8号 9号	(条文省略) (条文省略)	10号	(現行どおり) (現行どおり)
			変更変更	10号 11号	(条文省略) 『ご利用者様』とは、第2条3項に基づいて届け出た本サービスの配送先 となるご契約者様の部署及びご担当者様をいいます。	11号	(現行どおり) 『ご利用者様』とは、第2条4項に基づいて届け出た本サービスの配送先 となるご契約者様の部署及びご担当者様をいいます。
			追加	12号	(条文省略) 『定期配送』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け出た配送周期に従って本部が本商品を配送することをいいます。	13号	(現行どおり) 『定期配送』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け出た配送周期(その変更の届出があるときはその変更後の配送周期)に従って本部が本商品を配送することをいいます。
			変更	14号	(条文省略)	15号	(現行どおり)
			変更変更	15号 16号	(条文省略) (条文省略)	16号 17号	(現行どおり) (現行どおり)
			変更変更	17号	(条文省略) (条文省略)	18号	(現行どおり) (現行どおり)
			変更変更	19号	(条文省略) 『製品変更』とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望	20号 21号	(現行どおり) 『製品変更』とは、本製品の配送予定日より前に、お客様のご希望によ
			変更	21号	により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カ ラー・サイズ等を変更することをいいます。 『製品交換』とは、本サービスの利用開始日又は直近の本製品お届け日		り、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カ ラー・サイズ等を変更することをいいます。 『製品交換』とは、現在利用する本製品に係る配送予定日(この配送予
			久丈	21.5	数田又が過ごし、ホップ・こへので月前時日又は底風立の不要田で前り日以降に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の本製品に交換することをいいます。	22.5	では、水にで用うるかな場合になるにようだけ、このになり、 定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなく お客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配 送予定日に限ります。)以降に、お客様のご希望により、納入済みの本 製品をお客様の希望する別の本製品に交換することをいいます。
		第2条 本サービスのお申込み及び契約成立	変更 新設	22号	『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用申込みを取り消すことをいいます。	5項	『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日の到来まで に、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービス の利用申込みを取り消すことをいいます。 お客様は、本条3項及び本条4項に基づいて本部に届出事項及び配送基本 ルールを届け出るにあたっては、これらの内容の正確性を期するように するものとします。万が一、これらの内容の全部若しくは一部が正確で
			追加	5項	本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点	6項	なかったことによって本サービスの利用ができないことその他の不利益 (お客様による当該不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途 発生することを含みます。) については、お客様がこれを負担するもの とします。 本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点
					で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。		で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。なお、本部は、お客様による本サービスの申込みの諸否について自由な裁量を有しており、また、お客様による本サービスの申込みを承諾しない場合であっても、その理由をお客様に開示する義務を負わないものとします。
			変更変更	6項 7項	(条文省略) 本部は、お客様に対する本製品の初回発送後にお客様による本製品の受 領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したと きは、本条5項の承諾を取り消すことができるものとします。	7項 8項	(現行どおり) 本部は、お客様に対する本製品の初回配送後にお客様による本製品の受 領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したと きは、本条6項の承諾を取り消すことができるものとします。
		第3条 届出事項及び配送基本ルールの変更	変更追加	8項 2項	(条文省略) 本部に届出いただいた届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ(以下「マイベージ」といいます。)又はアブリ、カスタマーセンターに変更事項を届け出るものとします。	9項 2項	(現行どおり) 本部に届出いただいた届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ(以下「マイページ」といいます。)又はアブリ、カスタマーセンターに変更事項を届け出るものとします。なお、お客様によるこれらの変更が届けられなかったこと又はその変更の届出の内容の全部若しくは一部が正確でなかったことによって本サービスの利用ができないことその他の不利益(お客様による当該変更届出の遅滞又はその内容の不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。)については、お客様がこれを負担するものとします。
			変更	5項	お密様は、本部から発行されるマイページのID及びパスワード(以下 「ID等」という。)を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貨 与、譲渡、共有等してはならないものとします。	5項	お客様は、本部の指定する方法に基づいて設定されるマイページのID及 びパスワード (以下「ID等」といいます。)を厳重に管理するものと し、このID等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとしま す。
			変更	7項	本部は、お客様に発行したID等によりなされた本サービスの利用はこの ID等の発行を受けたお客様により使用されたものとみなすものとし、お 客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除ぎ、この使用に関す る一切の責任を負担するものとします。	7項	本部は、お客様に対して設定したID等を介しておこなわれる本サービス の利用はこのID等の設定を受けたお客様による使用とみなすものとし、 お客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関 する一切の責任を負担するものとします。
		第4条 発注及び配送	変更	3項	適加配送の注文は、カスタマーセンターの受付終了時刻を締切りとし、 配送は翌日以降となります。	3項	する 一切の資注を資達するものとします。 本部は、お客様から本条2項に基づく追加配送の注文を受け付けた場合、 別途本部が指定する日以降に追加注文を受けた本商品をお客様に配送す るものとします。
			変更	6項	自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由(第17条1 項各号に定める事由を含みます。)によりご指定の水源又は容量の本商品を配送できない場合、本部は、お客様が選択されている本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの水源又は異なる容量の本商品をお客様へ配送いたします。		自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由(第17条1 項各号に定める事由を含みます。)により現在お客様に配送されている本商品を配送できない場合、本部は、当該本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの場所で製造された本商品又は異なる容量の本商品をお客様へ配送いたします。
		第5条 利用料金及びその支払い	変更	2項	お客様は、第2条3項に基づいて届け出た本製品の種類に応じて別途本部 が指定する基本料金等を支払うものとします。ただし、お客様は、『製 品変更』、『製品交換』 その他の事由によって本製品の機種の変更が あった場合、その対象となる新たな本製品の種類(以下「新製品」とい います。)に応じて別途本部が指定する基本料金等を支払うものとしま す。なお、お客様に対する月額基本料金が既に発生している場合、お客様は、新製品の配送予定日のうちお客様によるその受領が確認できたも のに対応する日の属する月の翌月から新製品に対応する基本料金等を支 払うものとします。	2項	お客様は、第2条3項に基づいて届け出た本製品の種類に応じて別途本部が指定する基本料金等を支払うものとします。ただし、お客様は、『製品変更』、『製品交換』をの他の事由によって本製品の機種の変更があった場合、その対象となる新たな本製品の種類(以下「新製品」といいます。)に応じて別途本部が指定する基本料金等を支払うものとします。なお、お客様に対する月額基本料金が既に発生している場合、お客様は、新製品の配送予定日(この配送予定日に従って本部が新製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が新製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。)の属する月の翌月から新製品に対応する基本料金等を支払うものとします。
			変更	4項	本部による代金の請求は、本商品の出荷時を基準におこなわれます。	4項	本部が追加配送する本商品の代金の請求は、この追加配送の対象となる 本商品の配送予定日の属する月の末日を基準におこなわれます。なお、 お客様が追加配送される本商品を受領することなくこれが返送されたと きは、本部は、代金の請求に代えて返送事務手数料をお客様に請求する ものとします。
			変更	5項	本部による初回の月額基本料金の請求は、本製品の初回配送予定日のうちお客様による本製品の受領の確認がよれたものに対応する日の属する月の末日を基準にしておこなわれるものとし、以後、各月に月額基本料金の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本サービスの利用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。	5項	本部による初回の月額基本料金の請求は、本製品の初回配送予定日(この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。)の属する月の末日を基準にしておこなわれるものとし、以後、各月に月額基本料金の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本サービスの利用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。
			追加	7項	お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済 にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済 方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方 法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の 決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払 いいただくことになります。	7項	お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済 にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済 方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方 法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の 決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払 いいただくことになります。なお、本部は、お客様によるお支払いが確 認できるまでの間、第9条1項に基づいて本サービスを『停止』すること ができるものとします。

		追加	8項	代金等のお支払いが期日を過ぎても確認できなかった場合、代金等に対して支払期日の翌日から年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。	8項	代金等のお支払いが支払期日を過ぎても確認できなかった場合、お客様は、未払いの代金等に加え、これに対する支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。
		変更	10項	お客様が本部に対し、本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費 用が発生する場合があります。	10項	お客様が本部に対して本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費 用が発生する場合があります。
	第8条 本サービスの『休止』	削除	旧2項	お客様が、本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商 品配送予定日より起算して119日間を経過するときまでに、連続して本商 品が配送されなかったときは、本部は、120日目以降に第10条2項に基づ		100 July 1 100 110 100 July 10
	第9条 本サービスの『停止』	変更	1項	いて『強制解約』とするものとします。 本部は、お客様が以下各号のいずれかに該当する場合、本サービスを 『停止』します。なお、『停止』の期間においても本製品のレンタル料 は毎月発生するものとします。	1項	本部は、お客様が以下各号のいずれかに該当する場合、当該各号に該当する原因が解消されるまでの間、本サービスを『停止』するものとします。なお、『停止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。ただし、本部から別段の指示がある場合には当該指示に従うものとします。
		変更	1項1号	本部が、お客様の代金等のお支払いを1度でも確認できなかった場合で 『強制解約』をおこなわずに代金等の支払いを求めることが相当である と判断したとき	1項1号	第10条2項各号(第8号及び第9号を除きます。)のいずれかに該当する場合において、同項の定めにかかわらず、『強制解約』をおこなうことなく当該各号に該当する原因となる事実等の是正を求めることが相当であると本部が判断した場合(お客様の代金等のお支払いが確認できない場合において、直ちに『強制解約』をおこなわずに支払いの催促をおこなうことが相当であると本部が判断した場合を含みますが、これに限定さ
		新設			1項2号	れません。) 第10条2項各号 (第8号及び第9号を除きます。) のいずれかに該当するお
		変更	1項2号	本部が、定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が本部 に返送された場合、お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本 商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事 前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。)であって、お 客様による本サービス利用契約上の義務の誠実な履行を期待することが 困難であると本部が合理的な理由に基づいて判断したとき	1項3号	それがあると合理的な根拠に基づいて判断した場合本部が、定期配送や追加配送をおこなったにもかかわらず、本商品が本部に返送された場合(お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。)であって、お客様による本サービス利用契約上の義務の誠実な履行を期待することが困難であると本部が合理的な理由に基づいて判断したとき
		新設			1項4号	本サービスの利用期間中においてお客様の届出いただいた決済方法が、 何らかの理由によって代金等の決済に利用できなくなった場合
		新設新設			1項5号 2項	本項1号から4号までの各号に類する事由がある場合 お客様は、本サービス利用期間中において本サービスの利用再開を希望 する場合、本部の指示に従い、本条1項各号のうちお客様の該当する『停 止』事由を解消することによって本サービスを再開することができるも
		変更	2項	本部は、本条1項1号を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『停止』を継続することなく第10条2項2号に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。	3項	のとします。 本部は、本条1項1号から4号までの事由を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『停止』 を継続することなく第10条2項に基づいて『強制解約』をおこなうことが できるものとします。
		削除	旧3項	本部が本サービスを『停止』した後、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち、その『停止』をおこなった日に最も近接する日から起算して119日間を経過するときまでに、連続して本商品が配送されなかったときは、本部は、120日目以降に第10条2項に基づいて『強制解約』するものとします。		
	第10条 本サービスの『解約』	変更	2項8号	第8条3項及び第9条4項に該当する場合(本製品内の衛生保持が困難になるため)	2項8号	お客様が第8条に基づいて本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日より起算して119日間を経過するときまでに、連続して本商品の配送が確認できない場合(本製品内の衛生保持が困難になるため)
		変更	2項9号	第9条1項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算して119日を経過するときまでに連続して本商品の受領が確認できない場合(120日目以降に『強制解約』となります。)	2項9号	困難になるため) 本部が第9条1項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お 客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日か ら起算して119日を経過するときまでに連続して本商品の配送が確認でき ない場合(当該期間内に『停止』の原因が解消されずに本商品の配送が 連続して『停止』されている場合を含みます。)
		変更	2項10号	本部が第9条1項2号に基づく『停止』をおこなわなかった場合であって も、お客様が定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が 本部に返送され(お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商 品が本部に返送されることを含みます。ただし、第8条1項に基づき事前 に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。)、かつ、お客様 による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起 算して119日を経過するときまでに連続してお客様による本商品の受領が 確認できないとき	2項10号	本部が第9条1項3号に基づく『停止』をおこなわなかった場合であっても、お客様が定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が本部に返送され(お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送されることを含みます。ただし、第8条に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。)、かつ、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算して119日を経過するときまでに連続してお客様による本商品の受領が確認できないとき
		変更	4項	電廠とでないと。 お客様が本条2項各号のいずれかに該当するときは、お客様は、本部によ 各格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務に ついて期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとしま す。	4項	お客様が本条2項各号のいずれかに該当する場合、お客様は、本部による 格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務につ いて期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとしま す。
	第12条 本製品の『製品交換』	変更		お客様は、本サービスの利用開始日又は直近の本製品のお届け日以降 に、本製品の製品交換を希望される場合(初期不良品や本部の責めに帰 すべき事由によって生じた故障を原因とする交換は含みません。)、本 部に対し、別記に定める交換事務手数料を支払うものとします。		お客様は、現在利用する本製品に係る配送予定日(この配送予定日に 従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様 が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定 日に限ります。)以降に、本製品の『製品交換』を希望される場合(初 明不良品や本部の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする 交換は含みません。)、本部に対し、別記に定める交換事務手数料を支 払うものとします。
	第16条 損害賠償等	変更	4項	お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務について は、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時までに速やかに支 払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時 点でもなお未払いの債務があるときは、その終了後も履行の責任を負う ものとします。	4項	お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務について は、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時までに速やかに支 払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時 点でもなお未履行の債務があるときは、その終了後も履行の責任を負う ものとします。
	第17条 免責	変更	2項	本条1項の事情が解消される見込みがない場合、本部は、お客様へ本サー ビスの提供を将来にわたって『停止』することができます。ただし、こ の場合、『停止』期間中には別記に定める停止事務手数料は発生いたし ません。	2項	本条1項の事情が解消される見込みがない場合、本部は、お客様へ本サービスの提供を将来にわたって『停止』することができます。
	第18条 配送地域の制限等	変更	3項	本部は、各水源での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、 お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困 難なときは、事前に適知することにより、お客様の事前の同意を要する ことなく、お客様の選択する本商品の種類を変更することができるもの とします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ 安定的な供給に適した水源で製造された種類の本商品を配送するものと します。	3項	本部は、本商品に係る各製造場所での生産状況、物流事情その他諸般の 事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを 運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事 前の同意を要することなく、当該時点でお客様に配送する本商品の種類 を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指 定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した場所で製造された種 類の本商品を配送するものとします。
	第19条 委託	変更		本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務(代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の発送及び回収などの業務を含みます。)の一部を販売店その他の第三者に委託することができ		本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務(代金等の請求及び受 領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の配送及び回収などの業 務を含みます。)の一部を販売店その他の第三者に委託することができ
	第25条 本商品の特定	新設		るものとします。	1項	るものとします。 本部がお客様に対して提供する本サービスは、本部が日本国内の採水地のなかから選択する採水地で製造された本商品を、お客様が本部に届け出た配送基本ルールに定める配送先の住所(第3条2項に基づく配送先の住所の変更の届出があるときはその変更後の配送先の住所をいいます。)に応じて配送するものとします。また、本部は、本サービスの提供にあたり、採水地の追加又は変更若しくはお客様の当該配送先の住所その他の事情に応じて適切であると判断する採水地で製造された本商品をお客様に配送するものとします。
		新設			2項 3項	お客様は、追加の代金等の負担の有無にかかわらず、本商品の採水地を 選択することはできないものとします。 本部は、お客様に対し、本条1項に基づいてお客様に配送する本商品の具 体的な内容(採水地を含みます。)を本部が合理的であると判断する方
	旧)第25条 その他 新)第26条 その他	新設			3項	法によって、これを告知するものとします。 第25条の規定は、2020年11月9日まで(同日を含みます。)に本サービスの申込みを完了したお客様に対しては、当面の間、適用されないものとします。
PREMIUM WATERご利用規約(PREMIUM WATER法人ブラン) 別記	■届出事項・配送基本ルール (第2条)	変更新設	届出事項	(7)本商品の種類の指定	届出事項 届出事項	(7)本製品の機種及びカラーの指定 (9)その他本部が別途指定する事項
	■配送事務手数料 (第4条)	新設変更		配送基本ルールを含むお客様のご依頼による本部からの配送物が、お客様の都合により受取未了となり本部に返送された場合、以下の手数料が発生します。	配送基本ルール	.,
	■『製品変更』における変更事務手数料(② 11条)	第 変更		利用開始日から		本製品の配送予定日から

■『製品交換』における交換事務手数料 (第	変更	『製品交換』を希望される場合、本製品の受取日から起算して『製品交	『製品交換』を希望される場合、現在利用する本製品に係る配送予定日
12条)		換』を申し出た日までの期間に応じて、以下の手数料が発生します。	(この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送さ
			れることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合に
			おける当該配送予定日に限ります。)から起算して『製品交換』を申し
			出た日までの期間に応じて、以下の手数料が発生します。
	変更	本製品受取後	上記配送予定日から
■『利用開始前キャンセル』について (第13	変更	利用開始日から	本製品の初回配送予定日から
条)			

対象となる規約	該当箇所(条)	変更区分	項・号	改訂前	項・号	改訂後
PREMIUM WATERご利用規約(PREMIUM CLUB)	第1条 定義	新設			3号	『配送予定日』とは、本部がお客様からの届出に基づいて本商品等を配送する予定日をいいます。ただし、このお客様の指定する予定日に変更が生じた場合、変更された後の最新の予定日を配送予定日として取り扱うものとします。
		変更	3号	①本サービス利用契約を初めて締結される場合(更新によって本サービス利用契約を再度締結する場合を除きます。) お客様が指定された本製品の初回配送予定日のうちお客様による本製品の受領が確認できたものに対応する日	4号	①本サービス利用契約を初めて締結される場合(更新によって本サービス利用契約を再度締結する場合を除きます。) お客様が指定したされた本製品の初回配送予定日のうち、この初回配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該初回配送予定日をいいます。なお、お客様による本製品の現実の受領日又は本部においてその確認ができた日の如何は問わないものとします。
		変更	4号		5号	(現行どおり)
		変更変更	5号 6号	(条文省略) 『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めることをいいます。	6号 7号	(現行どおり) 『停止』とは、本部が強制的に本サービスを止めること(本商品の配送
						を停止することを含みますが、これに限定されません。)をいいます。
		変更変更	7号		9号	(現行どおり) (現行どおり)
		変更	9号	(条文省略)	10号	(現行どおり)
		変更変更	10号	(条文省略) (条文省略)	11号	(現行どおり) (現行どおり)
		変更	12号	(条文省略)	13号	(現行どおり)
		変更 追加	13号 14号	(条文省略) (条文省略)	14号	(現行どおり) (現行どおり)
		変更	15号		16号	(現行どおり)
		変更	16号	『ご契約者様』とは、第2条2項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条5項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、かつ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。	17号	『ご契約者様』とは、第2条2項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条6項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、かつ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。
		変更変更	17号 18号	(条文省略) 『ご利用者様』とは、第2条4項に基づいて届け出た本サービスの配送先	18号	(現行どおり) 『ご利用者様』とは、第2条4項に基づいて届け出た本サービスの配送先
		及史	10-5	となる者をいいます。	137	となる方をいいます。
		変更追加	19号		20号	(現行どおり) 『定期配送』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け出た配送周
		変更	21号	出た配送周期に従って本部が本商品を配送することをいいます。	22号	期(その変更の届出があるときはその変更後の配送周期)に従って本部 が本商品を配送することをいいます。 (現行どおり)
		変更	22号	(条文省略)	23号	(現行どおり)
		変更変更	23号		25号	(現行どおり) (現行どおり)
		変更	25号		26号	「製品変更」とは、本製品の配送予定日より前に、お客様のご希望により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カラー・サイズ等を変更することをいいます。
	変更 25号 『製品変更』とは、本サービスのにより、お客様が本サービスの。 ラー・サイズ等を変更すること。 変更 26号 『製品交換』とは、本サービス以降に、お客様のご希望により、別の本製品に交換することをいい。 別の本製品に交換することをいい。 常様のご希望により、第2条2 甲	「製品交換』とは、本サービスの利用開始日又は直近の本製品お届け日以降に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の本製品に交換することをいいます。	27号	『製品交換』とは、現在利用する本製品に係る配送予定日(この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。)以降に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の本製品に交換することをいいます。		
		変更	27号	『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望により、第2条2項に基づいておこなった本サービスの利用申込みを取り消すことをいいます。	28号	『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日の到来まで に、お客様のご希望により、第2条2項に基づいておこなった本サービス の利用申込みを取り消すことをいいます。
				い、お客様情報として本項1号に定める各項目(以下「届出事項」といい ます。)及びお客様の希望する配送のルールとして本項2号に定める各項 目(以下「配送基本ルール」といい、届出事項と併せて「届出事項等」 といいます。)を届け出るものとします。 (1) 届出事項 ①氏名、住所、連絡先 ②クレジットカード決済に関する情報 ③本商品の種類の指定 ②本製品の機種及びカラーの指定 (2) 配送基本ルール ①本商品等の配送先の指定 ②配送基本ルール ①本商品等の配送先の指定 ②配送先の居住形態 ③初回配送:本商品等の配送希望日及び初回配送時間帯 ④定期配送:本商品の1配送あたり配送周期及び配送時間帯		い、お客様情報として本項1号に定める各項目(以下「届出事項」といいます。)及びお客様の希望する配送のルールとして本項号に定める各項目(以下「配送基本ルール」といい、届出事項と併せて「届出事項等」といいます。)を届け出るものとします。 (1) 届出事項 ① 氏名、住所、連絡先 ② クレジットカード決済に関する情報 ③ 本製品の機種及びカラーの指定 ④ その他本部が別途指定する事項 (2) 配送基本ルール ① 本商品等の配送先の指定 ② 配送基本ルール ② 本部品等の配送先の指定 ② 配送先の居住形態 ③ 初回配送:本商品等の配送希望日及び初回配送時間帯 ④ 定期配送:本商品の1配送あたり配送本数 ⑤ 定期配送:本商品の1配送あたり配送所期及び配送時間帯 ⑥ その他本部が別途指定する事項
		新設			5項	お客様は、本条4項に基づいて本部に届出事項及び配送基本ルールを届け 出るにあたっては、これらの内容の正確性を期するようにするものとし ます。万が一、これらの内容の全部若しくは一部が正確でなかったこと によって本サービスの利用ができないことその他の不利益(お客様によ る当該不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生すること を含みます。)については、お客様がこれを負担するものとします。
		追加	5項	本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品 1 台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。	6項	本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品 1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。なお、本部は、お客様による本サービスの申込みの諸否について自由な裁量を有しており、また、お客様による本サービスの申込みを承諾しない場合であっても、その理由をお客様に開示する義務を負わないものとします。
		変更変更	6項 7項	(条文省略) 本部は、お客様に対する本製品の初回発送後にお客様による本製品の受	7項 8項	(現行どおり) 本部は、お客様に対する本製品の初回配送後にお客様による本製品の受
		~~		領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したと		領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したと
		変更	8項	きは、本条5項の承諾を取り消すことができるものとします。 (条文省略)	9項	きは、本条6項の承諾を取り消すことができるものとします。 (現行どおり)
	第3条 届出事項及び配送基本ルールの変更	追加	2項		2項	本部に届出いただいた届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ(以下「マイページ」といいます。)又はアプリ、カスタマーセンターに変更事項を届け出るものとします。なお、お客様によるこれらの変更が届けられなかったこと又はその変更の届出の内容の全部若しくは一部が正確でなかったことによって本サービスの利用ができないことその他の不利益(お客様による当該変更届出の遅滞又はその内容の不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。)については、お客様がこれを負担するものとします。
		変更	5項	お客様は、本部から発行されるマイベージのID及びパスワード(以下 「ID等」という。)を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸 与、譲渡、共有等してはならないものとします。	5項	お客様は、本部の指定する方法に基づいて設定されるマイページのID及びパスワード(以下「ID等」といいます。)を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとします。
		変更	7項	本部は、お客様に発行したID等によりなされた本サービスの利用はこの ID等の発行を受けたお客様により使用されたものとみなすものとし、お 客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関す	7項	本部は、お客様に対して設定したID等を介しておこなわれる本サービス の利用はこのID等の設定を受けたお客様による使用とみなすものとし、 お客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関
	第4条 発注及び配送	変更	3項	る一切の責任を負担するものとします。 追加配送の注文は、カスタマーセンターの受付終了時刻を締切りとし、 配送は翌日以降となります。	3項	する一切の責任を負担するものとします。 本部は、お客様から本条2項に基づく追加配送の注文を受け付けた場合、 別途本部が指定する日以降に追加注文を受けた本商品をお客様に配送す
		変更	7項	自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由(第18条1項各号に定める事由を含みます。)によりご指定の水源又は容量の本商品を配送できない場合、本部は、お客様が選択されている本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの水源又は異なる容量の本商品をお客様へ配送いたします。	7項	るものとします。 自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由(第18条1 項各号に定め る事由を含みます。)により現在お客様に配送されている本商品を配送 できない場合、本部は、当該本商品の販売価額及び送料と同額で、ほか の場所で製造された本商品又は異なる容量の本商品をお客様へ配送いた します。
	第5条 利用料金及びその支払い	追加	4項	本部による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の配送予定日のうちお客様による本製品の受領の確認がとれたものに対応する日の属する月の翌月以降におこなわれるものとし、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。	4項	本部による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の配送予定日(この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。)の属する月の翌月以降におこなわれるものとし、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。

	追加	7項	お客様から届出いただいたクレジットカード決済に関する情報が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくことになります。		お客様から届出いただいたクレジットカード決済に関する情報が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくことになります。なお、本部は、お客様によるお支払いが確認できるまでの間、第9条1項に基づいて本サービスを『停止』することができるものとします。
	変更	8項	代金等のお支払いが期日を過ぎても確認できなかった場合、代金等に対して支払期日の翌日から年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。	8項	代金等のお支払いが支払期日を過ぎても確認できなかった場合、お客様は、未払いの代金等に加え、これに対する支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。
	変更	10項	お客様が本部に対し、本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。	10項	お客様が本部に対して本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費 用が発生する場合があります。
第8条 本サービスの『休止』	変更	2項	お客様は、本サービスの『休止』を希望される場合、『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日のうちお客様による本商品の受領が確認できた日より起算して以下各号に定める期間を経過するときまでに、連続して本商品が配送されなかったときは、本部に対し、本製品1台につき、当該各号に定める休止事務手数料を支払うものとします。ただし、『休止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。 (1) 59 日間 - 60 日目以降に本製品1台につき880 円(税込)の請求 (2) 89 日間 - 90 日目以降に本製品1台につき880 円(税込)の請求	2項	お客様は、本サービスの『休止』を希望される場合、本サービスが再開されるまでの間、『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日のうちお客様による本商品の受領が確認できた日より起算して以下各号に定める期間を経過するときまでに、連続して本商品の配送が確認できないときは、本部に対し、本製品1台につき、当該各号に定める休止事務手数料を支払うものとします。ただし、『休止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。 (1) 59 日間 60 日目以降に本製品1台につき880 円 (税込) の請求 (2) 89 日間 90 日目以降に本製品1台につき880 円 (税込) の請求
	削除	旧3項	お客様が、本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日のうちお客様による本商品の受領が確認できた日より起算して119日間を経過するときまでに、連続して本商品が配送されなかったときは、本部は、120日目以降に第10条5項に基づいて『強制解数』とまますのとします。		
第9条 本サービスの『停止』	変更	1項1号	約』とするものとします。 本部が、お客様の代金等のお支払いを1度でも確認できなかった場合で 『強制解約』をおこなわずに代金等の支払いを求めることが相当である と判断したとき	1項1号	第10条5項各号(第8号及び第9号を除きます。)のいずれかに該当する場合において、同項の定めにかかわらず、「強制解約」をおこなうことなく当該各号に該当する原因となる事実等の是正を求めることが相当であると本部が判断した場合(お客様の代金等のお支払いが確認できない場合において、直ちに「強制解約」をおこなわずに支払いの催促をおこなうことが相当であると本部が判断した場合を含みますが、これに限定されません。)
	新設			1項2号	第10条5項各号(第8号及び第9号を除きます。)のいずれかに該当するお それがあると合理的な根拠に基づいて判断した場合
	変更	1項2号	本部が、定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が本部 に返送された場合(お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本 商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1 項に基づき事 前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。)	1項3号	本部が、定期配送や追加配送をおこなったにもかかわらず、本商品が本部に返送された場合(お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいていた場合を除きます。)
	新設			1項4号	本サービスの利用期間中においてお客様の届出いただいた決済方法が、 何らかの理由によって代金等の決済に利用できなくなった場合
	新設 変更	2項	お客様は、本部が本サービスを『停止』した後、停止日から遡った直近 の本商品の配送予定日のうちお客様による本商品の受領が確認できた日 より起算して以下各号に定める期間を経過するときまでに、連続して本 商品が配送されなかったときは、本部に対し、本製品1台につき、当該各 号に定める停止事務手数料を支払うものとします。 (1) 59 日間 - 60 日目以降に本製品1台につき880 円(税込)の請求	1項5号 2項	本項1号から4号までの各号に類する事由がある場合 お客様は、本部が本サービスを『停止』した後、停止日から遡った直近 の本商品の配送予定日のうちお客様による本商品の受領が確認できた日 より起算して以下各号に定める期間を経過するときまでに、連続して 『停止』されたとき(本商品の配送が確認できないとき)は、本部に対 し、本製品1台につき、当該各号に定める停止事務手数料を支払うものと します。
	立てきル		(2) 89日間-90日目以降に本製品1台につき880円(税込)の請求	275	(1) 59日間 60日目以降に本製品1台につき880円(税込)の請求 (2) 89日間 90日目以降に本製品1台につき880円(税込)の請求
	新設	0.7		3項	お客様は、本サービス利用期間中において本サービスの利用再開を希望 する場合、本部の指示に従い、本条1項各号のうちお客様の該当する『停 止』事由を解消することによって本サービスを再開することができるも のとします。
	変更	3項	本部は、本条1項1号を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『停止』を継続することなく第10条2項2号に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。	4項	本部は、本条1項1号から4号までの事由を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『停止』を継続することなく第10条5項に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。
	削除	旧4項	本部が本サービスを『停止』した後、停止日から遡った直近の本商品の 配送予定日のうちお客様による本商品の受領が確認できた日より起算し て119 日間を経過するときまでに、連続して本商品が配送されなかった ときは、本部は、120 日目以降に第10 条5 項に基づいて『強制解約』す るものとします。		
第10条 本サービスの『解約』	変更	5項8号	第8条3項及び第9条4項に該当する場合(本製品内の衛生保持が困難になるため)	5項8号	お客様が第8条1項に基づいて本サービスの『休止』を希望された日から 遡った直近の本商品の配送予定日より起算して119日間を経過するときま でに、連続して本商品の配送が確認できない場合(本製品内の衛生保持 が困難になるため)
	変更	5項9号	第9条1項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お客様に よる受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算 して119日を経過するときまでに連続して本商品の注文がない場合(120 日目以降に『強制解約』となります。)	5項9号	本部が第9条1項各号に基づいて『停止』をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日から起算して119日を経過するときまでに連続して本商品の配送が確認できない場合(当該期間内に『停止』の原因が解消されずに本商品の配送が連続して『停止』されている場合を含みます。)
	変更	6項	お客様が本条5 項各号のいずれかに該当するときは、お客様は、本部による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。	6項	お客様が本条5項各号のいずれかに該当する場合、お客様は、本部による 格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務につ いて期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとしま す。
第12条 本製品の『製品変更』	変更		お客様は、お申込時に希望された本製品の『製品変更』を希望される場合、利用開始日から起算して5営業日前(北海道地域の場合は6営業日前)までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で『製品変更』をおこなうことができるものとします。		お客様は、お申込時に希望された本製品の『製品変更』を希望される場合、本製品の配送予定日から起算して5 営業日前(北海道地域の場合は6 営業日前)までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で『製品変更』をおこなうことができるものとします。
第13条 本製品の『製品交換』	変更		お客様は、本サービスの利用開始日又は直近の本製品のお届け日以降 に、本製品の製品交換を希望される場合(初期不良品や本部の責めに帰 すべき事由によって生じた故障を原因とする交換は含みません。)、本 部に対し、以下に定める交換事務手数料を支払うものとします。 別表 製品受取後から		お客様は、現在利用する本製品に係る配送予定日(この配送予定日に 従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様 が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定 日に限ります。)以降に、本製品の『製品交換』を希望される場合(初 期不良品や本部の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする 交換は含みません。)、本部に対し、以下に定める交換事務手数料を支 払うものとします。
					別表
第14条 本サービスのキャンセル	変更	1項	お客様は、『利用開始前キャンセル』をご希望される場合、利用開始日から起算して5 営業日前(北海道地域の場合は6 営業日前)までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で本サービスのお申込みをキャンセルすることができるものとします。	1項	上記配送予定日から お客様は、『利用開始前キャンセル』をご希望される場合、本製品の初 回配送予定日から起算して5 営業日前(北海道地域の場合は6 営業日前) までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償 で本サービスのお申込みをキャンセルすることができるものとします。
第17条 損害賠償等	変更	4項	お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務については、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時までに速やかに支払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時点でもなお末払いの債務があるときは、その終了後も履行の責任を負う	4項	お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務について は、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時までに速やかに支 払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時 点でもなお未履行の債務があるときは、その終了後も履行の責任を負う
第19条 配送地域の制限等	変更	3項	お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、お客様の選択する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した水源で製造された種類の本商品を配送するものとします。	3項	ものとします。 本部は、本商品に係る各製造場所での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、当該時点でお客様に配送する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した場所で製造された種類の本商品を配送するものとします。
	変更	4項	本部は、指定地域又は指定商品の内容の変更をおこない、又は本条3項の変更をおこなう場合、第20条1項に従った手続きをおこなうものとします。	4項	本部は、指定地域又は指定商品の内容の変更をおこない、又は本条3項の変更をおこなう場合、第21条1項に従った手続きをおこなうものとします。
第20条 委託	変更		本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務 (代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の発送及び回収などの業務を含みます。)の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。		本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務(代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の配送及び回収などの業務を含みます。)の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。

•					
	第26条 本商品の特定	新設		1項	本部がお客様に対して提供する本サービスは、本部が日本国内の採水地
					のなかから選択する採水地で製造された本商品を、お客様が本部に届け
					出た配送基本ルールに定める配送先の住所(第3条2項に基づく配送先の
					住所の変更の届出があるときはその変更後の配送先の住所をいいま
					す。)に応じて配送するものとします。また、本部は、本サービスの提
					供にあたり、採水地の追加又は変更若しくはお客様の当該配送先の住所
					その他の事情に応じて適切であると判断する採水地で製造された本商品
					をお客様に配送するものとします。
		新設		2項	お客様は、追加の代金等の負担の有無にかかわらず、本商品の採水地を
					選択することはできないものとします。
		新設		3項	本部は、お客様に対し、本条1項に基づいてお客様に配送する本商品の具
					体的な内容(採水地を含みます。)を本部が合理的であると判断する方
					法によって、これを告知するものとします。
	旧) 第26条 その他	新設		4項	第26条の規定は、2020年11月9日まで(同日を含みます。)に本サービ
	新) 第27条 その他				スの申込みを完了したお客様に対しては、当面の間、適用されないもの
					とします。